

## 年金

## 年金制度改正について

公的年金制度は、私たちの老後の生活を支えるものとして、大変重要な役割を果たしています。

少子高齢化が急速に進行する中で、将来にわたり「持続可能」で「安心」な年金制度とするための改正が昨年行われ、すでに一部が施行されています。

平成17年4月から改正される、国民年金に関する主な内容は、次のとおりとなっています。

○国民年金保険料の引上げ  
国民年金保険料は、現在の13,300円が平成17年4月から毎年280円（平成16年度単価）ずつ引上げられ、平成29年度以降16,900円（平成16年度単価）で固定されます。

○第3号被保険者の特例届出  
第3号被保険者の届出をしていなかった場合、気づいて

届出ても、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料の未納期間」の取扱いになっていました。今回の改正によって、平成17年4月以前の未届出期間について、届け出ると、2年前以前の期間も第3号被保険者期間として取り扱われます。

○若年者に対する納付猶予制度

所得の低い若者（20歳代）が所得の高い世帯主（親）と同居しているときは、保険料の免除対象となりませんでした。

今回の改正によって、本人及び配偶者の前年の所得が一定以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。納付猶予期間については、

年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額の計算には反映されません。10年以内なら保険料の納付（追納）ができ、その場合は保険料を納付した期間と同じ扱いになります。

○申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及

申請免除について、申請が遅れた場合、承認期間を7月

までさかのぼって承認されるようになります。

また、学生納付特例についても、申請が遅れた場合、承認期間を4月までさかのぼって承認されるようになります。

○口座振替割引制度の導入  
口座振替で納付する場合、早期に納付することにより、割引が適用される制度が導入されます。

## 問い合わせ

松山西社会保険事務所

松山市南江戸3-4-8

☎925-5105

役場町民課年金係

☎985-4106

## — 3月の納税 —

## 国民健康保険税 第9期

口座振替日は  
銀行・信金 3月25日(金)  
農協・郵便局 3月28日(月)

※納税は便利な口座振替で

～ 税金で みんなニコニコ 明るい未来 ～

## 広報モニターを募集します

「広報まさき」に対して、率直なご意見・ご要望をいただく「広報モニター」を募集します。わかりやすく親しまれる広報にするために、ぜひあなたのご意見を！

募集人員 6名

任期 平成17年4月～平成18年3月

対象 次の(1)から(5)に該当する方

- (1) 町内に居住する方
- (2) 松前町に選挙権を有する方
- (3) 年齢は原則として、20歳以上65歳までの方
- (4) 松前町職員及びその家族でない方
- (5) 広報モニターを経験したことがない方

主な活動内容

- (1) 広報モニター会議への出席（年2回程度）
- (2) アンケート調査の回答（月1回）

謝礼 12,000円（年間）

募集期間 3月14日(月)～29日(火)当日消印有効

申込方法 ハガキ又はファックスで住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、性別、電話番号、今までの広報紙を読まれての感想を記入のうえ、役場総務課秘書広報係へお申し込みください。

選出方法 選出にあたっては、幅広い意見をいただくため、居住地域、年代、性別などを考慮して選出させていただきます。なお、選出された方には、4月上旬にお知らせします。

申込み・問い合わせ

〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地

役場総務課秘書広報係

☎985-4103

FAX 985-4148